

## 面的除染完了後の事後処理を実施します。

### 1. 事業目的

除染により生じた除去土壌等の仮置場での適正な管理、中間貯蔵施設に搬出し終えた仮置場の原状回復、除染廃棄物の焼却による減容化等、面的除染完了後の対応を着実に実施する。

### 2. 事業内容

(1) 除染特別地域における除去土壌等の適正管理・原状回復等

8,761百万円（11,019百万円）

〔仮置場における除去土壌等の管理、搬出完了後の原状回復、減容化等〕

(2) 地方公共団体による除去土壌等の適正管理・原状回復・処分等に対する財政措置

4,001百万円（4,399百万円）

〔仮置場等における除去土壌等の管理、搬出(端末輸送)・搬出完了後の原状回復、減容化、処分、モニタリング等のフォローアップ等〕

(参考)

令和7年4月末時点で、福島県内の仮置場の総数約1,372箇所のうち約1,363箇所余りが搬出完了。搬出後の仮置場の原状回復及び残りの仮置場の適正な管理を実施。令和7年3月に除去土壌の処分基準及びガイドラインを策定。福島県外において埋立処分等に向けた取組が進捗。

### 3. 事業スキーム

- 事業形態 請負事業／直接補助事業／直接補助事業（基金）
- 請負補助対象 民間事業者／地方公共団体／福島県
- 実施期間 平成23年度～

### 4. 事業イメージ

